

議案第70号

訴えの提起について

次のとおり不当利得返還請求事件に関し訴えを提起することについて議決を求める。

1 相手方 ****

2 事件名 不当利得返還請求事件

3 事件の内容及び請求の趣旨

欠勤を理由に懲戒免職処分を行った相手方に対し、欠勤に係る過払給与の返還を求めたが、相手方から支払がなかったため、当該過払給与額2,425,258円及びこれに対する遅延損害金並びに訴訟費用の支払を求めるもの。

4 事件に関する取扱い

- (1) 弁護士を代理人に選任し、訴訟を遂行する。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

令和6年9月3日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

不当利得返還請求事件に関して訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出します。